

法律科目試験 「民事法系」 問 題

民事法系 1 (配点 160 点)

I 次の事項について、その違いが分かるように、各問 300 字以内で説明しなさい。(2)については、令和 4 年法律第 102 号による改正の前の規定に基づいて解答しても、同改正の後の規定に基づいて解答してもよい。

- (1) 共有と合有
- (2) 生来嫡出子と準正嫡出子

II 電子部品を製造する A は、2020 年 4 月に、パソコンメーカーである B へ、甲という種類の部品を供給する取引を開始した（なお、A B 間に甲の供給以外の取引関係はないものとする。）。

取引開始にあたり、A B 間で 2020 年 3 月 20 日に基本契約（以下「本件基本契約」という。）が締結された。本件基本契約においては、毎月 1 日に甲の必要個数を B が A に通知し、その個数の甲をその月の 15 日に A が B に納品し、納品された甲の代金をその月の 28 日を期限として B が A に支払うというサイクルを繰り返すことが定められていた。

その後、2021 年 3 月 31 日に、A は C から 2000 万円の融資を受けた。これを担保するために、A が B に対して有する代金債権 2 年分（2021 年 4 月 28 日を弁済期とする分から、2023 年 3 月 28 日を弁済期とする分まで。以下「本件目的債権」という。）を C に譲渡する旨の債権譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保契約」という。）が、A C 間で締結された。本件譲渡担保契約では、約定の担保権実行の事由が生じたことに基づいて C が譲渡担保権の実行を B に対して通知するまでは、A がその計算において B から本件目的債権について弁済を受けることができるものとされていた。A は 2021 年 4 月 3 日に B に到達した内容証明郵便により、本件譲渡担保契約に基づく譲渡担保権の設定につき通知をしたが、同通知には、C から B に対して譲渡担保権の実行の通知がされた場合には、それ以降の本件目的債権に対する弁済を C にすべき旨が記載されていた。

2023 年 3 月 17 日に、本件譲渡担保契約で約定された担保権実行の事由が発生し、C は、同月 18 日に B に到達した書面により、譲渡担保権の実行を通知し、以後は本件目的債権に対する弁済を A ではなく C に対してすることを求めた。同月 18 日の時点で A が B に対して有していた債権は、同月 15 日に A が B に納品した甲 1000 個にかかる代金債権 300 万円（弁済期は同月 28 日。以下「本件代金債権」という。）だけであった。

上記の事実関係を前提として、次の問(1)および問(2)に解答しなさい。なお、両問は独立

した問題である。

問(1)

2023年3月15日にAから納品された甲1000個の全部に不具合があることが翌16日に判明し、Bはすぐに善処を求める連絡をAにした。しかし、Aは当時、経営危機の状態にあったため、すぐには応じられないとBに返答した。Bは、甲を組み込んで出荷することになっていたパソコン1000台の納期が迫っていたことから、やむなく、Aから納品された甲1000個の不具合の解消を別の業者Dに320万円で依頼することにした。Dの不眠不休の作業のおかげで、Bは何とか納期通りにパソコン1000台を出荷することができた。Bは同年4月1日にDに320万円を支払った（この320万円という額はDの作業内容に照らして適正なものであるとする。）。

その後、Cは、本件譲渡担保契約により自分が本件代金債権の債権者となっていると主張して、300万円の支払をBに求めた。このとき、Cの請求が認められるかどうかについて論じなさい。なお、AがBに対する代金債権を第三者に譲渡することを制限する定めはなかったものとする。

問(2)

本件基本契約には、AがBに対する代金債権を第三者に譲渡することを禁止する旨の定めが当初から置かれていた。

Aに対して1000万円の債権（弁済期2023年3月1日）を有していた一般債権者Eは、2023年3月19日に本件代金債権の全部を差し押さえ、差押命令（民事執行法145条参照）が同月20日にBに送達された。同月28日に、BはEによる取立て（民事執行法155条1項参照）に応じて、300万円をEに支払った。

その後、Cは、本件譲渡担保契約により自分が本件代金債権の債権者となっていると主張して、300万円の支払をBに求めた。このとき、Cの請求が認められるかどうかについて論じなさい。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ200字以内で説明しなさい。

- (1) 固有の商人の意義
- (2) 手形の期限後裏書の意義と効力

Ⅳ 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、種類株式発行会社でない。Aは、甲社の株主である。

甲社は、その発行する株式を引き受ける者の募集をした。Aは、募集に応じて募集株式の引受けの申込みをし、甲社は、Aに 100 株の募集株式（以下「本件株式」という。）を割り当てた。Aは、本件株式の払込金額の全額の払込みを仮装した。

甲社の株主の全員が出席して、甲社の株主総会（以下「本件総会」という。）が開催された。本件総会においては、Bを取締役に再任する旨の決議（以下「本件決議」という。）が、総株主の議決権 1000 個のうち議決権 700 個の賛成をもって行われた。賛成の 700 個の議決権には、Aが保有する本件株式に係る議決権が含まれる。

以下の問 1 から問 4 までについて、答えなさい。各問は、独立した問題である。

問 1 募集株式の払込金額の払込みにおける仮装の払込みの具体的な例について、記述しなさい。

問 2 Aが、本件株式に関し、甲社に対して負う会社法上の義務について、説明しなさい。

問 3 甲社の代表取締役Bは、Aの仮装の払込みに関する職務を行った。Bが、本件株式に関し、甲社に対して負う会社法上の義務について、説明しなさい。ただし、取締役が任務懈怠によって株式会社に対して負う損害賠償責任（会社法 423 条 1 項）に基づく義務については、言及する必要はない。

問 4 甲社の株主Cは、提訴期間内に、本件決議の取消しの訴えを提起した。本件決議の取消しの訴えに係る請求が認容されるか否かについて、説明しなさい。